# 東秩父村立槻川小学校
# いじめの防止等のための基本的な方針

東秩父村立槻川小学校

目次

はじめに 1

第１　槻川小学校基本方針の策定 1

第２　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 2

１　いじめの防止等のために本校が実施する施策 2

（１）本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置 2

（２）本校におけるいじめの防止等に関する措置 3

２　重大事態への対処 7

（１）重大事態への対処の流れ 7

（２）村教育委員会又は本校による調査 8

第３　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 １２

＜資料＞　年間行事予定 １３

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、決して許される行為ではない。

東秩父村立槻川小学校（以下、「本校」という）では、「いじめゼロ」を目指し、日々の教育活動に取り組んでいるところである。

この「東秩父村立槻川小学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「槻川小学校基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・村・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第１３条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

## 第１　槻川小学校基本方針の策定

> （学校いじめ防止基本方針）
> 第１３条　学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法の趣旨を踏まえ、県の基本方針又は東秩父村の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

槻川小学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、槻川小学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というＰＤＣＡサイクルを盛り込む。

なお、槻川小学校基本方針に基づく取り組みの実施状況等を学校評価の評価項目に位置づけ、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取り組みの改善を図る。

## 第２　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### １　いじめの防止等のために本校が実施する施策

### （１）本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

> 第２２条　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校では、いじめ防止等の対策を実効的に行うための組織として、「槻川小学校いじめ対策委員会」（以下「いじめ対策委員会」という。）を設置する。

【構成員】

この委員会の構成員には、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等とする。個々の事案により、学級担任等の参加も可能とする。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家や県の「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を村教育委員会に要請する。

【活動内容】

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

【開催】

年３回開催するが、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

**（２）本校におけるいじめの防止等に関する措置**

本校は、教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア　いじめの防止

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

（ア）教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている児童の立場で指導・支援を行うために

①児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。

②自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持って当たる。

③いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援する。

ことを念頭に置いて対応に当たる。

いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
- 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

などがあることに十分留意する。

（イ）学級づくり

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、

①　児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。

・児童の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）

・　居場所をつくる。
・　見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
・　規準を示す。（「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうするといいよ。」）

②　意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
・　分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。）
・　自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）

③　児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

④　児童会活動など児童が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

などのポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

（ウ）学習指導

学業不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、児童が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

（エ）保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネート役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、ＰＴＡ活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

（オ）インターネットを通じて行われるいじめの防止

「槻川小学校インターネットの使い方宣言」を年度当初に、保護者・児童と共通理解を図り、児童がネットいじめやネットトラブルの加害者・被害者にならないよう、情報モラルの徹底を図る。

①　学級活動の時間を活用して、インターネットの使い方について確認をする。

また、「青少年のネットモラル啓発ＤＶＤ」等の具体的な資料等の活用を図る。

② 児童の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発講演会を実施する。

イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

（ア）埼玉県教育委員会が平成２５年２月に作成した「彩の国児童指導ハンドブック～いじめ・自殺・暴力行為の予防に向けて（「I's　2019」）」（以下「I's　2019」という。）にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば児童に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、児童指導主任や学年主任に相談する。

（イ）「I's　2019」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。

（ウ）「I's　2019」にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることが無いよう、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

（ア）いじめている児童への指導（「I's　2019」参照）

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

（イ）いじめられている児童への支援（「I’s　2019」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

（ウ）周りではやし立てる児童への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

（エ）見て見ぬふりをする児童への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

（オ）学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- 道徳教育の充実を図る。
- 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

（カ）他校の児童が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

（キ）村教育委員会への報告

法第２３条第２項に基づき、いじめに対する措置の結果を村教育委員会へ速やかに報告する。

## ２　重大事態への対処

### （１）重大事態への対処の流れ

ア　「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。（８ページ以下参照）

イ　いじめを受けて重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。（図表１参照）

ウ　重大事態が発生した場合、本校は東秩父村教育委員会へ事態発生について報告する。

エ　本校は、いじめ対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。（個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。）

オ　上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第２３条第２項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。（ただし、法第２３条第２項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。）

カ　上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童や保護者にあらかじめ説明しておく。

キ　上記エの調査を行ったいじめ対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた児童及びその保護者に適切に提供する。（適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。）

ク　上記エの調査結果は、村教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

# いじめ発生時対応の流れ　図表１

※１から３までと「当該保護者への第１報」は当日中が望ましい

## １　いじめ発覚

軽度であっても報告
担任１人で判断しない！

学級担任等
①被害児童・加害児童の確認
②被害児童の安全確保
③生活指導主任に報告
④支援体制が確定するまでブロック間での支援体制づくり

報告 ⇄ 生徒指導主任 ⇄ 報告 校長・教頭

連携 ⇄ 生徒指導部 ⇄ 指導・助言

生徒指導部
①事実の共有
②当該児童のこれまでの情報収集
③情報の記録、整理の担当者の決定

## ２　情報収集・事実確

憶測を入れずに事実を
確実に報告する

**正確な実態把握**　当該児童と望ましい関係にある職員が実施する。
**当事者、周囲の児童からは、個々に聞き取る。（できるだけ一斉に）**
**聞き取りの際は、複数の教職員で行うことが望ましい。（生徒指導部へ要請）**
**いじめの全体像や背景も把握する。**

## ３　方針決定・役割分担

チームによる
方針決定とサポート

いじめ対策委員会
・構成員（P2 参照）
・必要に応じて村教育委員会に参加者を要請

①事実の確認・共有
②今後の対応について
・被害児童、加害児童への対応
・被害児童、加害児童の保護者への対応
・傍観者への指導
・学級へのサポート体制の検討
・関係機関との連携　等
※必要に応じて繰り返し開催する。

⇨ 校長・教頭
・いじめ確認後村教委に報告
・場合によっては警察に通報

## 4　解消への取

**全職員による**
**組織的な指導**

### 被害児童への対応

・被害児童を保護し、守り抜く決意を伝える。
・登下校、休み時間等においても教職員の目の届く体制を整備する。
・状況に応じて SC の活用も含めた心のケアを行う。

### 加害児童への対応

・相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う。
・「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
・被害児童への謝罪をする。
・当該児童の問題行動の背景をよく理解し心に寄り添った指導を心がける。

### 当該児童の保護者への対応

・面談は、必ず複数で実施する。（担任と管理職または生徒指導部より）
・直接会って、いじめの全体像を説明する。（被害児童への家庭には家庭訪問が望ましい）
・具体的な支援策を提示する。

## 5　経過報告

**安易に解消としない**
**切れ目のない指導と支援**

報告は、職員で共有

### 学級担任等

・声掛け、教育相談等で不安や悩みの解消
・当該児童の自己肯定感の回復
・指導の経過と結果を関係した保護者に報告

### いじめ対策委員会

・対応の検討
・いじめ問題の解決まで見届ける。

## 6　継続支援　再発防

**・全校体制で「いじめ見逃しゼロ」**
**・日常的な保護者、関係機関との連携**

### 学級担任等

・いじめが解消したと見られても、関係した児童らの指導、支援を継続する。
・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級づくりに努める。
・安易に解決したと判断せずに、いつでも相談できること、経過を見守ることを当該児童及び保護者に伝える。

### 生徒指導部

・当事者の問題にとどめず、学級、学校全体の問題ととらえ、年間指導計画への改善を検討する。
・計画的、継続的に児童、保護者、地域へのいじめの未然防止、早期発見への啓発をする。
・教育相談研修、いじめの理解や防止に関する研修、人権感覚を研ぎ澄ます研修を計画、実施する。

## （２）村教育委員会又は本校による調査

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第２８条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

２　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

３　第１項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア　重大事態の発生と調査

（ア）重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第２号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

（イ）重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は村教育委員会へ、事態発生について報告する。

（ウ）調査の趣旨及び調査主体について

法第２８条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに村教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと村教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、村教育委員会の問題調査審議会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第２８条第３項に基づき、村教育委員会との連携を図りながら実施する。

（エ）調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、いじめ対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、村教育委員会の問題調査審議会の委員等の協力について相談する。

（オ）事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、村教育委員会の問題調査審議会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

①　いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

② いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

（カ）自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第２８条第１項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「児童の自殺が起きたときの調査の指針」（平成２３年３月児童の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

③ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

④ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

⑤ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の

専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

⑥　背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。

⑦　客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

⑧　本校が調査を行う場合においては、村教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。

⑨　情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、ＷＨＯ（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

また、「I’s　2019」の「Ⅱ　自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

（キ）その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、本校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ　調査結果の提供及び報告

（ア）いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

> （学校の設置者又はその設置する学校による対処）
> 第２８条第２項　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、村教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

（イ）調査結果の報告

調査結果については、村長に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて村長に送付する。

## 第３　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、いじめ対策委員会において毎年度、槻川小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、槻川小学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

**＜資料＞年間行事予定**

| | 生徒指導に係る取組及び関係学校行事等 |
|---|---|
| 4 月 | ・職員会議「槻川小学校いじめ防止等のための基本方針」の確認<br>「槻川小　文章の子」の確認<br>「槻川小学校インターネットの使い方宣言」の確認<br>・第１回　生徒指導委員会「年間指導計画の確認　『生徒指導の内規』の確認　情報交換」<br>第１回　生徒指導定例会<br>・生活目標　「あいさつや返事をしっかりしよう」生活年間目標の確認<br>・「思いやリーフ」への取組（道徳部）〈通年〉<br>・あいさつ運動の実施 |
| 5 月 | ・生活目標「相手の気持ちを考えた言葉づかいをしよう」<br>・地域確認期間<br>・第２回　生徒指導委員会「配慮を要する児童について　学校生活アンケートについて・情報交換」<br>・第２回　生徒指導定例会<br>・第１回　Hyper QU Test 実施<br>・人権作文への取組（人権教育部） |
| 6 月 | ・生活目標　「時間を守って生活しよう」<br>・第３回　生徒指導委員会　「Hyper QU Test 結果の分析・報告　学校生活アンケートについて」<br>・第３回　生徒指導定例会<br>・あいさつ運動実施（特活部） |
| 7 月 | ・生活目標　「教室をきれいにしよう」<br>・第４回　生徒指導委員会「各学年の重点課題　１学期を振り返って　学校生活アンケートについて」<br>（第１回槻川小いじめ対策委員会も兼ねる） |
| 9 月 | ・生活目標「あいさつや返事をしっかりしよう」<br>・第５回　生徒指導委員会　「夏休み後の児童の様子について　配慮を要する児童について」<br>・第５回　生徒指導定例会 |
| 10 月 | ・生活目標　「友達のよいところを見つけよう」<br>・第６回　生徒指導委員会　「学校生活アンケートについて　情報交換」<br>・第６回　生徒指導定例会<br>・第２回　Hyper QU Test 実施 |
| 11 月 | ・生活目標　「自分のよいところを見つけよう」<br>・第７回　生徒指導委員会　「Hyper QU Test の結果分析・報告　学校生活 |

| | |
|---|---|
| | アンケートについて」<br>・第７回　生徒指導定例会<br>・人権教育月間　人権感覚育成プログラム実施（人権教育部） |
| 12 月 | ・生活目標　「学校をきれいにしよう」<br>・第８回　生徒指導委員会　「学年重点課題への取組について　学校生活<br>アンケートについて」<br>（第２回槻川小いじめ対策委員会も兼ねる）<br>・第８回　生徒指導定例会<br>・あいさつ運動実施（特活部）<br>・人権標語の取組<br>・学校評価　保護者、児童にアンケート実施 |
| 1 月 | ・生活目標　「あいさつや返事をしっかりしよう」<br>・第９回　生徒指導委員会　「冬休み後の児童の様子について」<br>・第９回　生徒指導定例会<br>・体罰アンケート調査・報告 |
| 2 月 | ・生活目標　「健康な生活を送ろう」<br>・第１０回　生徒指導委員会　「学校生活アンケートについて　情報交換」<br>・第１０回　生徒指導定例会 |
| 3 月 | ・生活目標　「一年間の学習と生活のまとめをしよう」<br>・第１１回　生徒指導委員会　「取組のまとめ・生徒指導内規等の見直しについて」<br>（第３回槻川小いじめ対策委員会も兼ねる） |